平成２３年（フ）第９１６号
大阪府豊中市名神口３丁目６番７号
債務者　株式会社ナガヤス
代表者代表取締役　山口　忠男
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５１号
大阪府東大阪市藤戸新田１丁目６番２号
債務者　株式会社セントラル・エンジニアリング
代表者代表取締役　坂田　　丈
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１６６号
大阪市東成区神路４丁目４番19号
債務者　株式会社金田商店
代表者代表取締役　金田　久美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　如子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６号
福岡市博多区神屋町９番20号　パソナール博多808号
債務者　有限会社山友工業
代表者代表取締役　山崎喜代美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　　忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後４時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０２９号
大阪府池田市東山町167番地
債務者　法貴運送株式会社
代表者代表取締役　法貴　聰公
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　孝二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０７６号
大阪市西区南堀江３丁目８番３号
債務者　有限会社セント建設
代表者代表取締役　平山　成實
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝上　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５８号
大阪府吹田市豊津町17番19号
債務者　有限会社フラッシュ
代表者取締役　米谷　信幸
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４７号
愛知県春日井市町屋町3723番地の23
債務者　有限会社マルエス
代表者代表取締役　佐藤　和男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３号
北海道苫前郡羽幌町南三条１丁目10番地
債務者　株式会社おきな
代表者代表取締役　佐藤　憲二
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後３時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０２号
京都市下京区四条通高倉東入る立売中之町89番地
債務者　株式会社ビー
代表者代表取締役　船崎泰司郎
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤井　勝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月８日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１号
兵庫県宝塚市中筋２丁目８番８号
債務者　有限会社レオ・スペース
代表者代表取締役　大森　茂樹
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　歓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午前10時25分
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３２６号
福岡市西区拾六町１丁目10番７号
債務者　有限会社プラッツ
代表者代表取締役　塩手　光範
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲木　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０６号
京都市伏見区竹田中川原町83番地６
債務者　株式会社エヌテック
代表者代表取締役　塩谷　清満
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
静岡市清水区七ツ新屋371―２
債務者　オータムハート株式会社
代表者代表取締役　望月　康士
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３３号
愛知県刈谷市西境町広見40番地
債務者　有限会社アイ・ディー社
代表者取締役　田澤　靖博
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　悠雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後１時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４２５号
群馬県高崎市藤塚町270―７　アーバン萩原ＡＢＣ―Ａ101号室、住民票上の住所群馬県富岡市下高瀬201番地７
債務者　高橋　政樹
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘山　史明
4　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１８号
兵庫県丹波市春日町黒井759番地３
債務者　小西　敏弘
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　破産債権の届出期間　平成23年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係